

前橋市新設道の駅整備運営事業

特定事業の選定

平成29年3月

○前橋市

前橋市は、平成 29 年 1 月 20 日に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 5 条第 3 項の規定により、前橋市新設道の駅整備運営事業に関する実施方針を公表した。

このたび、前橋市新設道の駅整備運営事業を PFI 法第 7 条の規定により特定事業として選定したので、PFI 法第 11 条の規定により、特定事業の選定に当たっての客観的な評価の結果をここに公表する。

平成 29 年 3 月 22 日

前橋市長 山本 龍

1 事業の概要

(1) 事業名称

前橋市新設道の駅整備運営事業（以下「本事業」という。）

(2) 公共施設等の管理者等の名称

前橋市長 山本 龍

(3) 事業の目的

前橋市（以下「本市」とする。）では、国道 17 号上武道路整備（平成 29 年 3 月 19 日全線開通）を契機として、本市で 4 番目となる新たな道の駅の設置を計画している。上武道路の全線開通により、交通渋滞の解消や物流の効率化に加え、人の流れが大きく変化することによる地域活性化への寄与が期待されている反面、本市を通過するのみで滞在しない車両が増加する可能性があり、このことが地域交流及び経済に与える負の影響が懸念されている。

本市において道の駅を整備するにあたって、上武道路を利用する人が本市内で滞在する機会をもたらし、地域との関わりの入り口となることを期待している。道の駅の基本機能としての休憩機能、情報発信機能、地域連携機能を備え、道路利用者の利便性向上及び安全性確保、災害時の防災拠点の機能に加え、地域活性化を実現する。

本市との地域交流という観点からは、強みである「農業」と「食」を核にした取り組みを進めること、また、赤城の自然を活用した本市ならではの体験を提供することが重要であるという検討の結果から、整備の方向性を「ここにしかない赤城を味わい、ここでしかできない赤城を体験する。（心地よく安全な前橋の魅力を発信する拠点として官民連携で取り組みを進める。）」と決定した。

本計画では、官民連携を前提とした整備運営を目指しており、民間事業者のノウハウ・および事業提案を効果的に活用するために早い段階で整備・運営事業者を選定すること

となった。選定事業者には道の駅整備に係る計画策定の検討段階から参画していただくことで、民間事業者独自の提案を盛り込んだ計画づくりを図りたい。

(4) 事業の対象となる施設

道の駅施設のうち、民間事業者の独立採算事業として実施する施設
(「道の駅」登録・案内要綱(国土交通省)を満たすもの)

(5) 事業の範囲

- ① 道の駅全体を対象とした基本計画の策定
- ② 以下のうち、民間事業者が独立採算事業として提案する施設の設計、建設、維持管理、運營業務

ア 必須施設

- ・ 駐車場
- ・ トイレ
- ・ 観光案内所、情報発信施設
- ・ 物産販売所
- ・ 加工施設
- ・ 農畜産物直売所
- ・ 地産レストラン
- ・ 芝生広場
- ・ 防災施設
- ・ 多目的施設
- ・ ラウンジ

イ 整備することが望ましい施設

- ・ BBQ 施設
- ・ 屋外ステージ
- ・ グランピング施設
- ・ 釣り体験場
- ・ カフェ
- ・ サイクルステーション
- ・ 農園
- ・ セレクトショップ
- ・ ブルワリー等
- ・ 健康・美容関連施設

- ・ フードバンク実施施設
 - ・ 展望施設
- ウ 提案施設

(6) 事業方式

PFI 事業者は、PFI 事業者が独立採算事業として提案する施設について、設計、建設、維持管理、運營業務を自らの収入により独立採算で実施する。施設は整備後、所有権を市に移転するBTO (Build Transfer Operate) 方式とする。

(7) 事業期間 (予定)

施設整備を事業契約締結日から平成 32 年 6 月頃、維持管理運営を開業日から 15 年以上を基本とする。

ただし、本事業は、本市が選定事業者からの提案を基に基本計画を策定し、土地収用法の事務手続きを経て用地取得を行う。事業スケジュールの詳細については、本市と選定事業者の協議で作成する。

(8) 公共施設等の立地条件及び規模

事業場所 前橋市関根町、田口町地内
敷地面積 7 h a 程度 (提案による)

(9) 事業に係る収入及び費用負担

- ・ PFI 事業者の収入は、本事業において整備した施設における売上とする。
- ・ PFI 事業者は、事業費、公租公課等、本事業を実施するにあたり必要な費用を負担するものとする。

2 市が自ら事業を実施する場合と PFI 方式により実施する場合の評価

(1) 特定事業の選定基準

市は、本事業を PFI 事業として実施することにより、施設の整備および維持管理・運営について、効果的かつ効率的に事業が実施されると判断される場合に特定事業として選定する。

(2) 総合的評価

本事業を PFI 事業として実施する場合の客観的な評価結果は以下のとおりである。したがって、本事業を PFI 法第 7 条に基づく特定事業として選定する。

① 民間の創意工夫による魅力あるサービスの提供

計画段階から民間の提案を受けることにより、利用者にとって魅力的、かつ効率的な維持管理運営を可能とする施設の実現が期待できる。

また、本事業においては民間事業者が自ら豊富な経営ノウハウをもつ事業範囲を選択することができるため、維持管理運営段階においても、利用者ニーズに対し適切かつ柔軟に、魅力的なサービスを提供することが期待できる。

② 包括委託による効率性向上

設計、建設、維持管理を一括して民間事業者任せることにより、これらを個別に発注する場合と比較して、各業務間の有機的な連携や民間事業者の専門的な知識やノウハウによる施設の利便性や機能性の向上が期待できる。

③ 事業範囲の最適化による安定的かつ長期的な事業運営の実現

本事業は、独立採算による事業範囲を民間事業者が自ら提案するため、民間事業者が担う事業範囲の最適化を実現することができる。また、本事業は施設の整備及び維持管理運営に係る費用を市が負担することなく、実現が可能である。

民間事業者が自ら提案した事業範囲において、自らのリスクにより問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、15 年以上の長期にわたる PFI 事業が安定、かつ円滑に遂行されることが期待できる。

以上